

## 教職課程

### 1. 本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科 人間社会研究科

研究科	専攻	免許状の種類と教科
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）

なお、詳細については、教職課程ガイダンスで確認をしてください。

### 2. 教職課程の履修登録方法

#### 1) 大学院生

本学の大学院修士課程に在籍する学生が教育職員免許状を取得するためには、本学の教職課程に履修登録する必要があります。教職課程の履修登録は、1年次に行ってください。

なお、学部卒業時に取得した高等学校教諭一種免許状の教科と入学した専攻で取得できる高等学校教諭専修免許状の教科が異なる場合は高等学校教諭専修免許状を取得することはできませんので、注意してください。また、専攻および研究室によっては、専修免許状が取得できないことがありますので、専修免許状の取得を希望される方は、事前に教務課で確認をしてください。

#### ①教職課程個別指導

毎学期に行われる履修ガイダンス終了後に、教務課で個別指導を受けてください。

特に、本学の学部を卒業する際に高等学校教諭一種免許状を取得していない場合には、学部の科目等履修生の手続きが必要となりますので、必ず教務課で個別指導を受けてください。

#### ②教職課程の履修登録用紙の提出

学部生と同様に「教職課程履修者登録票」を教務課の窓口へ提出してください。

#### ③教職授業料の納入

教職課程を登録する場合には、教職授業料の 25,000 円を「教職課程履修者登録票」の提出時に納入してください。

ただし、本学の学部在籍時に教職課程に登録をし、卒業時に当該校種・教科の教育職員免許状を取得した学生が引き続き本学大学院に在籍する場合には、教職授業料の 25,000 円を納入する必要はありません。「教職課程履修者登録票」のみを提出してください。

#### 2) 科目等履修生

卒業した学科が、取得しようとしている免許状の種類と認可を受けている場合には、本学で不足科目を修得することで、教育職員免許状取得の申請をすることが可能となる場合があります。本学又は他大学を卒業し、本学で科目等履修生の登録をする場合は、学生便覧に記載されている出願方法に従って登録してください。

なお、不足単位科目の詳細については、卒業した大学での修得単位および課程認定を受けている免許状の種類を確認の上、免許を申請する都道府県の教育委員会（教員免許課）にて必要科目の確認を必ず行ってください。その上で、本学の教務課窓口にて手続きを行ってください。

### 3. 教育職員免許状の取得に必要な単位修得方法

#### 1) 大学院生

本学の大学院修士課程に在籍する学生が教育職員免許状を取得する場合、学部在学生同様に前項の「2. 教職課程の履修登録方法」に記載されている手続きの他に、次の表のとおり「基礎資格」

及び「各科目の最低修得単位数」が必要となります。大学院で取得できる教育職員免許状は、学部で取得できる免許状の上級免許状（高等学校教諭専修免許状）です。

なお、学部卒業時に高等学校教諭一種免許状を取得している場合には、別表2に記載されている大学院の開講科目から24単位を修得する必要があります。

免許状の種類	①基礎資格	②基礎となる科目	③教科に関する科目	④教職に関する科目	⑤教科又は教職に関する科目	合計
高等学校教諭専修免許状 (各教科)	修士の学位を有すること	10 単位	20 単位	23 単位	40 単位	93 単位

#### ①基礎資格

基礎資格の「修士の学位を有すること」は本学の大学院修士課程を修了することで充足されます。

#### ②基礎となる科目

「基礎となる科目」は学部で開講されている該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

#### ③教科に関する科目

専修免許状取得の場合の「教科に関する科目」は、別表2に記載されている科目の中から24単位以上修得する必要があります。

一種免許状の「教科に関する科目」は学部で開講されている該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

#### ④教職に関する科目

学部在学時に教職課程の登録をしていない場合は、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

#### ⑤教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」40単位のうち、16単位は学部で開講されている該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

40単位のうち、残りの24単位分については、大学院で開講されている科目の単位を修得することで充足されます。

ただし、取得する免許状の教科によって、修得する科目が異なりますので、別表2参照してください。

## 2) 科目等履修生

履修方法については、個別にガイダンスを行いますので、教務課の窓口に出してください。